

農林水産省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果 (提案の表現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団休名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
										団体名	支援事例		見解	補足 資料	
7	0 地方に対する規制緩和 (農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)	地方の団休が担う森林整備事業の推進に関する規制緩和(農地等)
8	0 地方に対する規制緩和 (農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)
74	0 地方に対する規制緩和 (農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)
13	0 地方に対する規制緩和 (農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)	農業者共済制度の整備に関する規制緩和(農地等)

整理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省庁)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		補正資料			
	区分	分野									団体名	支障事例		見解					
102	B	地方に 関する 規制 緩和	農業・農地	国策土地改良事業により造成された土地改良施設を、土地改良区や町村が管理運営している場合において、管理委託は、国策土地改良事業の目的を達成し、かつ、当該土地改良施設の維持管理に必要となる経費を、当該土地改良区や町村が負担することとなる。また、当該土地改良施設の維持管理に必要となる経費を、当該土地改良区や町村が負担することとなる。また、当該土地改良施設の維持管理に必要となる経費を、当該土地改良区や町村が負担することとなる。	承継は、いずれも国が管理委託者として行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、国で管理委託の審査は行っているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、申請者から提出が困難な場合がある。また、国策土地改良事業の目的を達成し、かつ、当該土地改良施設の維持管理に必要となる経費を、当該土地改良区や町村が負担することとなる。また、当該土地改良施設の維持管理に必要となる経費を、当該土地改良区や町村が負担することとなる。	・軌道存続理由という業務付けが廃止されることで、国と管理委託者との間で、業務のやりとりが円滑に行われることとなる。また、業務のやりとりが円滑に行われることとなる。また、業務のやりとりが円滑に行われることとなる。	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省	農林水産省

